

政務活動費制度の検討結果の骨子

1 検討の経過

令和3年7月5日、議長から議会運営委員会に対し、議会改革の課題として、府民への説明責任を果たすため、政務活動費の使途の一層の透明化・適正化に向けた政務活動費制度のあり方の検討について諮問が行われた。

これを受け、政務活動費に係る住民監査請求に対する監査結果（令和3年6月10日付け）における監査委員からの「透明性の更なる向上」に関する要望のほか、政務活動費に関する裁判例、全国議長会の見解、他府県議会の運用状況等を踏まえ、政務活動費の使途の透明化・適正化に向けた検討を実施した。

2 検討結果

(1) 政務活動費の使途の透明化・適正化に向けた制度の見直し

政務活動費制度に関する、透明性・適正化を一層図る観点から次の事項について見直すこととした。

ア 親族雇用に係る人件費への政務活動費の充当

親族雇用のうち生計を一にする親族の雇用に係る人件費については、政務活動費の充当を不可とする。

イ ホームページ運営費に係る経費への充当

ホームページ運営費については、政務活動費を充当できる活動に関する情報量の算定が困難であるものとし、監査結果も踏まえ確認を行い政務活動の割合が明らかでない場合における按分率（2分の1）を適用する。

(2) その他政務活動費の使途の透明化・適正化に向けた検討

住民監査請求の対象となった次の論点については、監査結果も踏まえ確認を行い現在の府議会での取扱いが妥当と考え、見直しを行わない。

ア 事務所費、事務費、人件費の合計額の上限設定

議会活動を広く認める一方で、どの経費区分に属するものであっても、使途の透明性の向上を不断に行うことが政務活動費制度の趣旨であり、現行の取扱は、この趣旨に則った基本的対応であることから、上限を定める理由はない。

イ 会派と議員の交付額配分制度

政党の活動費はもとより対象外であり、現行基準上においても、政務活動費が党の活動に使われている事象は生じておらず、現行の取扱は妥当であり、制度を改正する理由はない。

(3) 「政務活動費運用マニュアル」の点検・見直し

府議会の「政務活動費運用マニュアル」は政務活動費の使途の透明性・適正性を確認いただく際の基準や目安となるものであり、不断に点検と見直しを行うことが必要であることから、状況の変化に応じた記載内容の充実、表現の明確化、例示の追加、全国議長会における見解など、引き続き必要な点検・見直しを行うべきである。

3 上記2(1)の実施時期

令和4年度交付分から適用